最終更新日：2015年3月10日
岡野バルブ製造株式会社
代表取締役社長　岡野正紀
問合せ先：093-372-9215
証券コード：6492
http://www.okano-valve.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づいた企業倫理の重要性を認識するとともに、公正な経営システムを構築・維持し、株主、顧客、取引先等の各ステークホルダーの立場に立った経営を行うことを基本と考えており、企業の継続的な成長・発展と長期的な企業価値の向上を図るための取り組みを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡野商事株式会社	3,721,800	20.75
岡野正敏	1,343,800	7.49
三井物産株式会社	1,202,000	6.70
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エフアイーエイシー	633,000	3.53
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアンツ 613	508,000	2.83
株式会社福岡銀行	480,000	2.67
株式会社北九州銀行	480,000	2.67
岡野バルブ社員持株会	418,088	2.33
岡野正紀	400,000	2.23
岡野バルブ取引先持株会	353,000	1.96

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、福岡 既存市場
決算期	11 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、少なくとも年に3回（期初、中間期末、期末）会合を開催しております。その中で、監査体制、監査計画、監査実施状況等について情報交換および意見交換を行っております。また、その他にも必要に応じて会合を開いており、双方がより適正な監査を遂行できるよう密接な連携の確保に努めております。
当社は平成18年1月に社長直轄の組織として内部監査室を設置いたしました。スタッフは兼任でありますが、財務報告に係る内部統制およびリスク管理等様々な観点から内部監査を定期的に実施し、改善への提言等を行っております。また、その会議内容は常勤監査役へ都度報告しております。内部監査会議には常勤監査役に出席を求め、相互の情報交換を図るほか、監査役としての意見・アドバイスを内部監査にフィードバックすることにより、内部監査業務の適正かつ効率的な遂行に役立てております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
早水弘明	公認会計士													
辻　正喜	弁護士													
柳田龍虎	他の会社の出身者									○	○	○		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早水弘明		公認会計士	公認会計士の資格を有し、また過去に他の会社における監査役経験もあることから、会計および監査に関する専門知識・経験等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため選任しております。 なお、当社と同氏との間には、人的関係、資本的関係、取引関係その他の特別な利害関係はありません。
辻　正喜	○	弁護士	弁護士の資格を有し、法律に関する専門知識・経験等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため選任しております。 なお、当社と同氏との間には、人的関係、資本的関係、取引関係その他の特別な利害関係はありません。 ＜独立役員として指定した理由＞ 同氏は、証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断することから、独立役員に指定しております。
柳田龍虎		岡野商事株式会社常務取締役	長年にわたる他の会社での経理業務の経験が豊富であることから、会計に関する専門知識・経験等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため選任しております。 なお、同氏は、当社の大株主であり、受注販売活動の代理店である岡野商事株式会社の常務取締役を兼務しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブの付与は取締役の士気や意欲を高めるために有効でありますが、制度導入に伴うメリット、デメリットを慎重に見極めたうえで判断してまいりたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第115期（平成25年12月1日～平成26年11月30日）の取締役および監査役の報酬等の総額は以下のとおりであります。

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	167,640千円
監査役	3名	10,739千円
うち社外役員	2名	2,600千円

（注）1. 上記金額には、役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 株主総会の決議による役員報酬限度額
取締役　年額200百万円（平成19年2月27日　定時株主総会決議）
監査役　年額 30百万円（平成19年2月27日　定時株主総会決議）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役の業務を補佐する専属の担当セクションはありませんが、秘書を通じて取締役会資料等の事前配布を行っております。また取締役会および監査役会の中で、社外監査役から発言がなされた場合は、議事録作成時に発言者に記載内容の確認を求めるなど、正確性を期するための必要なサポートも行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は原則として月1回開催されるほか、必要に応じて随時開催されており、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに経営全般の指揮監督を担っております。
毎週開催する部長連絡会は、各部長のほか取締役が出席し、業務執行の状況を報告、審議し、迅速かつ的確な意思決定を行える体制をとっております。
監査役会の構成は、常勤監査役1名のほか社外監査役3名による4名の体制をとっております。社外監査役は、財務・会計や企業法務等の専門的な知見を有する方を招聘し、また、独立役員1名のほかにも独立性・中立性を十分確保した監査役1名を有しております。監査役は取締役会に出席し、また必要に応じて監査役会を開催し、会社の健全な経営に資するため客観的立場から取締役の職務執行について監査を実施しております。

＜社外監査役に関する事項＞
社外監査役は、監査役会に出席し、監査役相互の意見交換等を行っているほか、取締役会に出席し、代表取締役等から報告を受けるとともに、客観的な視点から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。また、社外監査役は直接、内部統制部門、会計監査人と意見・情報の交換を行っておりませんが、監査役会において、常勤監査役より内部監査の実施状況および結果、会計監査人の職務の執行状況等について報告を受け、意見・情報の交換を行うことにより、認識の共通化に努めております。
当社は、社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を特段定めておりませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、それらを総合的に判断し選任しております。

＜責任限定契約の内容の概要＞
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

＜監査役の機能強化に係る取組み状況＞
現在、監査役の職務を補助する専任のスタッフは設置しておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととしております。また、「監査役と会計監査人の連携状況」、「監査役と内部監査部門の連携状況」に記載のとおり、会計監査人および内部監査部門との連携体制が十分に確保されていると認識しております。

＜内部監査＞
内部監査につきましては、内部監査室（11名で構成）による監査を定期的に実施しております。監査は、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制および経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度ならびに業務内容が適正かつ効率的に遂行されているかを合法性と合理性の観点から評価・検証し、改善・合理化への助言・提案等を通じて、財務報告の信頼性の確保および会社財産の保全・経営効率の向上を図っております。

＜監査役監査＞
監査役監査につきましては、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い実施しております。各監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況について報告を受け、また重要な決裁書類等を閲覧するなどしており、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。また会計監査人から職務の執行状況について報告および説明を受けるなど、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施していることを監視・検証しております。

＜会計監査＞
監査契約を締結しております会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、正確な経営情報を提供し、公正な監査が実施できる環境を整備しております。会計監査業務を執行している公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。
なお、当該監査法人または業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名　　所属する監査法人名
指定有限責任社員　業務執行社員　　工藤重之　　有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員　業務執行社員　　伊藤次男　　有限責任監査法人トーマツ
（注）会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士7名、その他3名であります。
継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しております。

また、各監査の質的向上を図るために各監査結果の報告、意見交換などを定期的に行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役制度を採用しております。現在の当社の規模、取締役会の構成（取締役6名）、意思決定の迅速性、監査体制などの観点から総合的に勘案し、現行の体制が当社のガバナンス充実に最大の効果が望めるものと判断しております。

＜社外取締役を選任していない理由＞
当社は、事業活動に精通した取締役が取締役会を構成する事により、経営全般の指揮監督機能を十分に発揮するとともに、経営効率の維持向上に努めております。社外からの経営監視の観点において、社外取締役は選任しておりませんが、監査役4名のうち社外監査役を3名選任しており、取締役の職務執行に対する経営監督機能という点において客観性・中立性を十分確保しているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社は11月決算会社であり、定時株主総会の開催にあたっては、集中日という概念は特にありません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社ホームページに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信など適時開示規則に基づく情報のほか、投資家等へ提供すべきと判断した情報は積極的に開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社の適時開示に関する業務は、総務担当取締役が情報取扱責任者となり、総務部にIR担当者（IR室兼務）を設置しております。	
その他	アナリスト・機関投資家等による個別のIR取材を常時積極的に受けているほか、本決算および四半期ごとに機関投資家への訪問やスモールミーティングを開催するなど、IRの充実に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境の規格であるISO14001のマネジメントシステムの運用を通じて、事業活動における環境負荷の低減に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は経営理念に則った行動規範を制定し、取締役はその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令、定款および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
会社の業務執行が適正に行われるため、取締役は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制の確立に努める。
コンプライアンス体制の整備・強化のため、取締役総務部長を委員長とし、各取締役および各部長から構成されるコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守と健全な企業活動の推進を図る。また、法令遵守上疑義のある行為等については、コンプライアンス相談窓口を通じて従業員からも情報を入手できる体制を整備し、事実調査を行うとともに再発防止への対応を図る。
監査役は、内部統制システムおよびコンプライアンス体制の有効性と機能を監査し、必要に応じ取締役に対し改善を助言または勧告する。

(2)財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

(3)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
取締役および監査役は、それらの情報を常時閲覧できるものとする。

(4)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社長直轄の内部監査室は、各部門におけるリスク管理状況等について定期的かつ公正不偏に監査を実施し、問題点の把握、防止および改善を行い、監査結果およびフォロー状況を社長に報告する。
また、大規模な災害等が発生した場合には、本社に災害対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応と的確な情報伝達を行い、損害を最小限に抑える体制を整備する。

(5)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項について取締役会に付議することを遵守し、原則として取締役会の1週間前に議題に関する充分な資料が全取締役および全監査役に配布される体制をとる。
取締役会は原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(6)当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の子会社は1社であるが、当社および子会社の管理部門間において業務を適正に遂行する上で必要な情報交換を適宜行い、円滑なグループ経営を促進する。
また、子会社の取締役のうち数名および監査役は当社従業員が兼務しており、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する。
監査役および内部監査室は、定期的または臨時に子会社のコンプライアンス活動やリスク管理を含む当社グループ管理体制を監査し、取締役会等に報告する。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役の職務を補助する専任のスタッフは置いていないが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行う。
なお、当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該従業員の取締役からの独立性を確保するものとする。

(8)取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役および従業員は当社グループの業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務執行に関する法令ならびに定款違反、または当社グループに損害を及ぼす事実を知った場合は報告するものとする。
なお、監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
また、監査役は会計監査人、内部監査室、子会社監査役と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な個人および団体とは一切関係を持たず、こうした反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、屈することなく毅然とした態度で臨むことを基本方針としている。

(2)反社会的勢力に対する対応総括部門を総務部に設置するとともに、福岡県公安委員会に対して不当要求防止責任者を選任のうえ届出している。

(3)外部専門組織である福岡県企業防衛対策協議会などに積極的に参加し必要情報を交換するほか、福岡県警および所轄警察署との緊密な連携を図るなど、排除・防止に向けた体制を整備している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

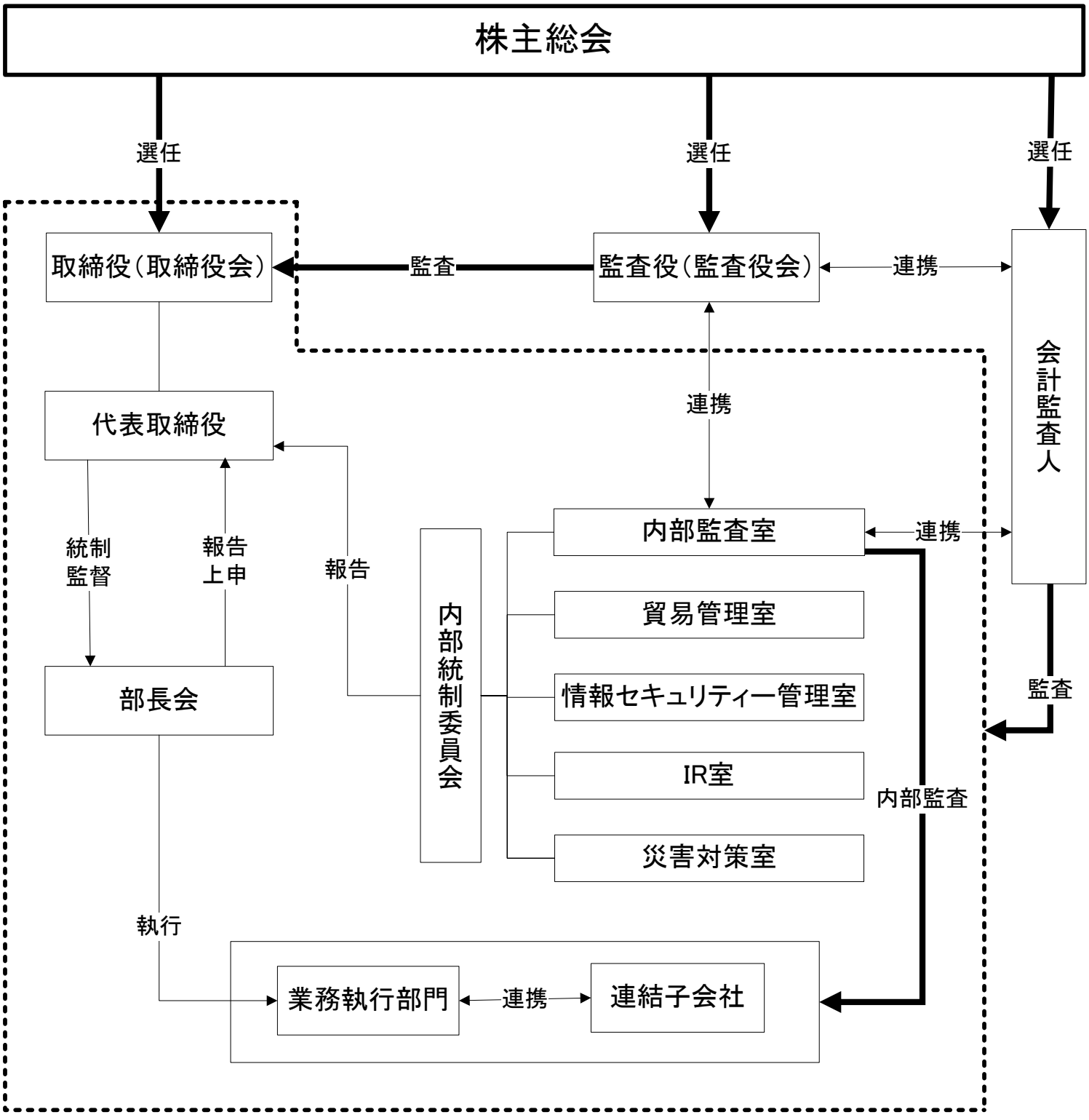
当社は、敵対的買収防衛策の導入を重要な経営課題の一つとして認識しており、株主構成、法制度や社会情勢の動向等を注視しながら、合理的かつ具体的な防衛策の導入について継続して検討を行っております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示体制の概要＞

当社の適時開示に係る業務は、情報取扱責任者（総務担当取締役）および業務担当部署（総務部総務経理課）が取締役・関連部署・グループ会社等から情報を網羅的に収集し、適時開示規則に基づいた適切な識別のもと、社長および必要に応じて取締役会の決議を経て、適時適切に会社情報を開示しております。

また、当社ホームページに当該情報を掲載するほか、適時開示規則に該当しない情報につきましても、投資判断に影響を与える重要な情報であると当社が判断したものにつきましては積極的に開示しております。


株主総会
選任
選任
選任
取締役（取締役会）
監査
監査役（監査役会）
連携
会計監査人
連携
代表取締役
統制
監督
報告
上申
報告
内部監査室
連携
内部統制委員会
貿易管理室
情報セキュリティー管理室
IR室
災害対策室
監査
内部監査
部長会
執行
業務執行部門
連携
連結子会社